

(3) 扶養手当

他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けて生計を営んでいると認められる扶養親族を有するものに支給される。

ア 支給条件

(イ) 扶養手当を受けられる被扶養者の範囲

a 子

1 親等の直系血族である卑属で、満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前であること。

(a) 実子は嫡出であるか否かは問わないが、職員が男子であるときは、認知した子に限る。

(b) 養子は民法の規定に従って養子縁組をしたものに限られる。

(c) 継子（連子）は姻族なので養子縁組していなければ扶養親族の範囲に入らない。

b 孫

2 親等の直系血族である卑属で満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前であること。他は子の例に準ずる。

c 弟妹

2 親等の傍系血族で、満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前であること。

(a) 職員が養子であるときの養家の弟妹及び異父母弟妹を含む。

(b) 配偶者の兄弟姉妹及び継父母の連子は、姻族なので扶養の範囲に入らない。

d 父母

1 親等の直系血族である尊属で、満 60 歳以上であること。

(a) 実父母は、その職員が他人の養子になっている場合でも実父母であることに代わりはない。事情によっては、実父母、養父母ともに扶養親族になることもある。

(b) 養父母は、民法上の養子縁組をした場合に限られる。したがって、婚家の姓を名乗っていても、養子縁組をしない限りは範囲に入らない。

(c) 配偶者の父母又は継父母はいずれも姻族であるから扶養の範囲には入らない。

(d) 別居している場合は、職員が親族として扶養する立場にあり、父母等の収入の合計の 3 分の 1 以上を負担していることを条件とする。

e 祖父母

2 親等の直系血族である尊属で、満 60 歳以上であること。他は父母の例に準ずる。

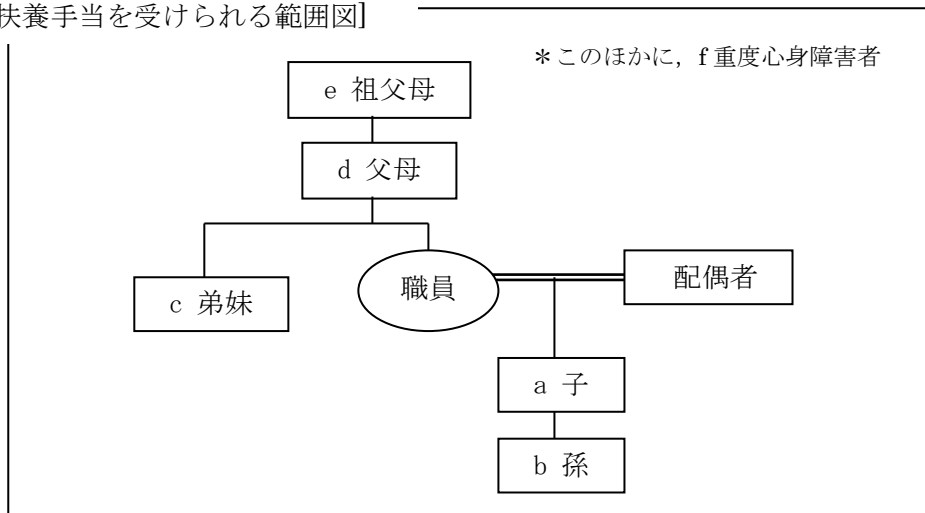
f 重度心身障害者

疾病又は負傷による心身の障害の程度が、回復が期待できず、終身労務に服することができないこと。

給与条例 第 9 条

血族・姻族といったいわゆる親族でなくても、主として職員の扶養を受けている者であれば扶養の範囲に入る。

〔扶養手当を受けられる範囲図〕



(イ) 支給基準

- a 前記いずれも扶養の事実発生日以降 1 年間に見込まれる勤労所得，資産所得，事業所得等の合計額が 130 万円（満 18 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者は 150 万円）を超えない者であること。また，民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けていないものであること。

※ 所得額が基準額を超えた場合は，遡って返納することもある。

- b 将来に向かって雇用の継続が予想され，その所得が月額 108,333 円以上であれば，その就職期間中は扶養親族たる要件を欠くことになる。また，雇用が期限付きの契約で，その予想される年額が 130 万円未満であれば就職期間も引き続き扶養親族となる。
- c 「所得の合計額」とは，所得税法でいう所得控除後の額（必要経費控除後の額）ではなく，控除前の総所得をいう。
- d 恩給法又は恩給条例等の規定による扶助料の受給者に扶養家族がある場合は，その家族（遺族）数に応じて加算される加給額は「扶養手当に相当する額」には該当しない。また，児童手当，児童扶養手当も同様。
- e 「勤労所得，資産所得，事業所得等」には，年金，恩給，扶助料，失業給付金，他人からの仕送りが含まれる。
- f 職員本人が停職にされたり，専従許可を受けたり，育児休業や大学院就学休業等を取得したりしている場合は，その期間中は扶養手当は支給されない。

イ 支給額

給与諸手当編巻末 給料・諸手当等一覧表参照

ウ 支給の始期，終期，改定の時期

(ア) 支給の始期

- a 届出が事実の生じた日から 15 日以内になされた場合

給与規則 第 54 条

給与条例の運用
第 12

給与条例
第 9 条_3

給与規則
第 56 条の 2

(a) 事実の生じた日が月の初日であるとき 事実の生じた日の属する月から支給 (b) 事実の生じた日が月の2日以降であるとき 事実の生じた日の属する月の翌月から支給 b 届出が事実の生じた日から15日を経過した後になされた場合 (a) 届出を受理した日が月の初日であるとき 届出を受理した日の属する月から支給 (b) 届出を受理した日が月の2日以降であるとき 届出を受理した日の属する月の翌月から支給 ※ 職員が遠隔又は交通不便の地にあり、届出書類の送達に時日を要する場合は、職員が届出書類を発送した日を持って「受理した日」とみなすことができる。 ※ 「・・・の日から○日」という場合、初日は不算入 (イ) 支給の終期 a 事実の生じた日が月の初日である場合 事実の生じた日の属する月の前月をもって終了 b 事実の生じた日が月の2日以降であるとき 事実の生じた日の属する月をもって終了 (ウ) 改定の時期 a 増額改定 「(ア)支給の始期」に同じ b 減額改定 「(イ)支給の終期」に同じ エ 支給方法 (ア) 給料の支給方法に準じて支給する。 (イ) 職員が次に掲げる事由によって、給料を減額されたときにおいても、扶養手当は減額されない。 a 欠勤等により給与を減額された場合（給与条例第12条1項関係） b 90日以上 of 病休取得により給与を半減された場合（同2項関係） c 懲戒処分として給料を減じられた場合（ただし停職を除く）	給与規則 第56条の2_2
オ 届出 職員が次の事由に該当するに至ったときは、任命権者に届けなければならない。 (ア) 認定 a 採用 新採職員に扶養親族がある場合は、採用日を事実発生日とする。 b 出生 c 離職 退職した日の翌日（退職した日の給与が支払われない場合は退職の当日）を事実発生日とする。 d 満60歳 満60歳の誕生日を事実発生日とする。	給与規則 第55条

e 養子縁組

養子縁組をしたことを届け出た日を事実発生日とする。

(イ) 終了

a 死亡

死亡日を事実発生日とする。

b 就職

c 満 22 歳年度末

満 22 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日を事実発生日とする。

(終了の届は不要)

d 年金等受給者

受給者が裁定（改定）の通知を受け取った日を事実発生日とする。

(ウ) その他

a 雇用保険給付金受給者

- ・ 日額 3,611 円以下であること
- ・ 日額 3,612 円以上の雇用保険が支給されている間は、扶養親族に認定できないが、支給が終了した時点で認定できる。

b 育児給付金（育児手当金）受給者

- ・ 育児休業開始時における向こう 1 年間の所得見込額（育児休業手当金等を含む。）が、年額 130 万円未満かつ育児休業中主として職員に扶養されていると認められる場合には、認定できる。
- ・ 育児休業開始時には向こう 1 年間の所得見込額が、年額 130 万円以上見込まれたため扶養親族として認定できなかった場合であって、その後育児休業手当金の終了や育児休業期間の延長など、扶養関係に影響を及ぼす新たな事実が発生した場合には、その時点で改めて向こう 1 年間の所得見込額を算出する。